

第1号議案

件 名	日光明峰高等学校における学校運営協議会委員の任命について
提案理由等	<p>日光明峰高等学校に学校運営協議会を設置するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6第2項に基づき、協議会委員を任命しようとするものである。</p> <p>なお、委員の任期は、平成30（2018）年6月6日から平成32（2020）年4月2日までとする。</p>

栃木県立日光明峰高等学校の学校運営協議会委員の任命について

鈴木和仁
鶴見英明

栃木県立日光明峰高等学校の学校運営協議会委員に任命する。

平成30(2018)年6月6日

栃木県教育委員会

栃木県立日光明峰高等学校 学校運営協議会委員の任命について

1 委員を任命する者

	(ふりがな) 候補者氏名	居住地または勤務地 所属（役職名）	年齢 性別	備考
1	(すずき かずひと) 鈴木和仁	日光市今市本町1 日光市総合政策部総合政策課長	55 男	行政機関
2	(つるみ ひであき) 鶴見英明	日光市今市本町1 日光市教育委員会教育総務課長	53 男	行政機関

2 委員を任命する期間

平成30(2018)年6月6日から平成32(2020)年4月2日まで

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第四十七条の六 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - 一 対象学校(当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。)の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たつては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

(平一六法九一・追加、平二三法三七・平二六法五一・一部改正、平二九法五・旧第四十七条の五繰下・一部改正)

栃木県教育委員会規則第一号

栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のように定める。

平成三十年一月十九日

栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の六第一項、第四項、第七項及び第十項の規定に基づき、栃木県立学校（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第二条 法第四十七条の六第一項本文の規定に基づき、別表に掲げる学校に協議会を置くものとする。

2 栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を設けようとするときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長の意見を聞くものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針に定める事項等)

第三条 法第四十七条の六第四項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 経営計画に関する事項
- 二 組織編制に関する事項
- 三 予算の執行に関する事項

第四条 協議会は、法第四十七条の六第六項の規定による承認を得た基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

(意見の聴取)

第五条 協議会は、法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）とする。

2 前条の規定は、法第四十七条の六第七項の規定により協議会が教育委員会に対して意見を述べる場合について準用する。

(学校の運営に関する評価)

第六条 協議会は、対象学校の運営状況について、少なくとも毎年度一回、評価を行うものとする。
(組織)

第七条 協議会は、委員十五人以内で組織する。
2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聞くものとする。
(委員の任期)

第八条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

第九条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 協議会及び対象学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(委員の解任)

第十条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

- 一 委員から辞任の申出があつたとき。
- 二 第九条（第一項後段を除く。）の規定に違反したとき。
- 三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により委員を解任するときは、当該委員に対してもその理由を示さなければなら

ない。

(会長及び副会長)

第十一條 協議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十二条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第十三条 協議会の会議は、公開する。ただし、職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

その他協議会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言等)

第十四条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて、協議会に対し、指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう、情報の提供に努めるものとする。

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、協議会の設置等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

別表
(第二条関係)

- 一 栃木県立日光明峰高等学校
- 二 栃木県立馬頭高等学校

(総務課)

栃木県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成30年栃木県教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項に定める学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員の任命に関する意見の聴取)

第2条 規則第7条第2項の規定による意見の聴取は、意見書（別記様式第1号）及び学校運営協議会委員候補者名簿（別記様式第2号）によるものとする。

2 教育委員会は、規則第7条第2項の規定により任命した委員に対し、任命書（別記様式第3号）を交付する。

(基本方針の承認)

第3条 対象学校の校長は、法第47条の6第4項に規定する承認が得られるように、基本的な方針について協議会の委員に対し説明に努めるものとする。ただし、承認が得られない場合には、対象学校の校長は次の各号の対応をとるものとする。

- (1) 対象学校の校長は、基本的な方針に対する協議会の委員の意見を教育委員会に報告する。
- (2) 対象学校の校長は、教育委員会と協議の上、必要のある場合は修正を加え、再度協議会の承認を得られるように努める。
- (3) 協議会の承認が得られるまでの間、対象学校の校長は教育委員会と協議の上、学校運営を行う。

(報酬)

第4条 委員に報酬を支払う場合の当該報酬の額は、日額3,000円とする。

2 1会計年度について、委員に支払う報酬の額は、原則として15,000円を超えないものとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(報告)

第6条 協議会は、毎年度、学校運営協議会活動状況報告書（別記様式第4号）を作成し、会議録と会議資料を添付して、当該年度の翌年度4月末日までに、教育委員会に提出するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。